中央市行政評価外部評価委員公募要領

（趣旨）
第１条　この要領は、「中央市行政評価外部評価委員会設置要綱」（平成 28 年 5 月 20 日告示第 43 号）で定める委員のうち、公募による市民の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公募人員）
第２条　公募による委員（以下「公募委員」という。）は、２名以内とする。

（任期）
第３条　公募委員の任期は、委嘱の日から令和１０年３月３１日までとする。

（応募資格）
第４条　公募委員の応募の資格は、中央市内に居住する１８歳以上の者（令和８年４月１日現在、高校生不可）で、平日の日中に開催される会議に出席できる者とする。
２　次に該当する者は、応募できない。
（１）国もしくは地方公共団体の議員または常勤の公務員
（２）成年被後見人及び被保佐人
（３）拘禁刑（旧禁固以上の刑）に処せられ、その執行が未了の者
（４）市税等を滞納している者

（公募方法等）
第５条　公募委員の公募に当たっては、広報ちゅうおう、ホームページ等で広く周知する。
２　応募者には、別紙の応募申込書に必要事項を記入のうえ、提出を求めるものとする。

（応募申込書の提出期間及び提出方法）
第６条　応募申込書の提出期間及び提出方法は、次のとおりとする。
（１）提出期限　令和８年１１月１８日（水）まで
持参による応募の受付は、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。
郵送又は電子メールによる場合は、１１月１８日必着とする。
（２）提出方法　持参、郵送又は電子メール
（３）提出先　中央市役所未来戦略部政策秘書課市政戦略担当
〒409-3892　中央市臼井阿原 301 番地 1
電子メールアドレス seisaku@city.chuo.yamanashi.jp

（選考委員会）
第７条　公募委員の選考にあたり、選考委員会を設置する。
２　選考委員会の委員長は、副市長をもって充て、他の委員は、未来戦略部長及び未来戦略部政策秘書課長をもって充てる。
３　選考委員会の庶務は、未来戦略部政策秘書課市政戦略担当において行う。

（公募委員の選考）
第８条　公募委員の選考は、応募者より提出された書類の内容について審査を行い、その結果に基づいて決定する。

（選考結果の通知）
第９条　選考結果については、応募者本人に対して通知するものとする。

（その他）
第 10 条　この要領に定めるもののほか、公募委員の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この要領は、令和８年１１月１日から施行する。